

Title	リューベック市の生誕
Sub Title	Die Entstehung der Stadt Lübeck
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.9 (1958. 9) ,p.747(1)- 756(10)
JaLC DOI	10.14991/001.19580901-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

Chester I. Barnard, The Functions of the Executive.....青沼吉松(六三)

モリス・フォーク著 『保 険』.....庭田 範 秋(六六)

木村栄一・高木秀卓共訳

リュールベック市の生誕

高 村 象 平

かつて私は本誌上において、中世後期北ドイツ商業都市の政治的・経済的同盟「ドイツ・ハンザ」の盟主として、自他ともにゆるしたリュールベック市が、現存地点に最終的に築かれるまでには、三度その場所をかえたことを述べた。

同市草創期の諸事情を伝える資料はきわめてとほしく、ことに建設当初の伝承文書はない。したがって論定しえない問題はすくなくない。しかし前記論稿発表ののち、資料や研究文献を渉猟した結果、リュールベック市の建設地選定について、やや明確に論断をくだしうるようになった。ここにそれを述べて、前稿を補正する次第である。

リュールベック市がドイツ皇帝直轄の帝国都市＝自由都市となったのは一二二六年のことであるが、それまでの間に同市はつぎのよう

リュールベック市の生誕

な変遷を経ている。最初は第十一世紀三〇年代のウエンド族のウルプス(＝ブルク)としてのいわゆる旧リュールベック(Vetus Lubika Ⅱ Altübeck)である。ついで約一世紀後、すなわち一一四三年以降リュールベックはドイツ人の手によって建設されたドイツ都市の名称となるが、そのはじめはホルンシュタイン伯の建設であった。一一五七―一五八年住民は一時いわゆるレーヴエンタットに移ったが、一一五八年ザクセン公支配のもとに旧敷地に復帰し、都市は再建されたのである。しかしそののちも同市の支配者は変った。すなわち一一八二年ザクセン公の国外追放によってドイツ国王の支配下に入り、さらに一二〇一―二五年の間はデンマークの支配を受けた。そして一二三三年頃によくこの外国人支配から脱し、一二二六年にはじめてドイツ帝国直轄都市たる特権状を賦与されたのである。

かかる都市領土の交替、さらに都市聚落建設者の人種的相違のか

たわら、地誌的にみても旧リュウベックと新リュウベックとはその場所を異にした。後者が今日のリュウベック市であるから、前者のスラヴ聚落の経緯はいわばリュウベック前史にほかならない。その前史は第十世紀のはじめドイツ国王ハインリヒ一世のとき以来、とくに勸奨されたエルベ河以東の地への植民と関連する。

いわゆる東ドイツ植民運動は、エルベ河右岸の地方をドイツ人が獲得せんとする政治行動であるが、それはキリスト教勢の拡大に該地方に居住するスラヴ人への伝道、改宗とからみあっている。エルベ中流地方においてハーフェルベルクおよびブランデンブルクの二司教管区が設けられ(九四六、九四八年)、つづいてワグリア地方にオルデンブルク司教管区が置かれ(九五二年)、さらにマグデブルク大司教管区の設置をみて(九六八年)、キリスト教勢はスラヴ人の間に徐々に拡大していった。ペーメン、シュレージエン、ポーランド等にキリスト教が布教されたのも第十世紀のことであり、プラーハ司教アーダルベルトのプロイセン人への伝道、バンベルク司教オットーのボメラニア人への布教活動は史上に名高い。

しかしながらエルベとオーデルの両河に挟まれた広大な土地がブランデンブルク司教管区に所属したとしても、それはこの地方の住民スラヴ人がいずれもキリスト教徒であったということではなない。九八三年のスラヴ人の大叛乱の勃発はこれを証している。この叛乱はドイツ人に抵抗しキリスト教に反対するものであって、それまでにつくりあげられた植民の成果をすべて無に帰せしめたと伝え

る。ブランデンブルクおよびハーフェルベルクの両司教がそれぞれその管区に復帰したの是一〇〇五年にいたってであったが、それはドイツ国王ハインリヒ二世によってスラヴ人の信仰自由が約定された(一〇〇三年)のちのことであった。したがってエルベ河右岸の地方におけるドイツ人の支配は、そのちも――ほぼ第十二世紀にいたるまではかなり不安定であり、エルベ左岸の地方においても確執・争闘は皆無とはならなかったのである。

西はエルベ河、東はオーデル河、南はエルツゲビルゲ、北はバルト海を境とする中間地帯に居住したいわゆるエルベ・スラヴ人をポーレン人といひ、その一支族にアボドリット族があった。この支族は現在のメクレンブルク地方の西部、ワルナウ河とトラーフエ河に挟まれた地帯に居住し、ミキリンブルクを首邑としていた。キリスト教に改宗したその族長ゴットシャルクが領国を建てたのは一〇四五年頃と伝える。領内にはオルデンブルク、ラッツェブルク、ミキリンブルクの三司教管区があったが、オルデンブルク管区に所属する教会堂所在地の一つにリュウベック(Jubeke)と呼ばれた小さな砦があった。前記の旧リュウベックである。

リュウベックとはスラヴ語の「jebo」すなわち心地よい場所の意という。アボドリット族に氣にいられた場所は、トラーフエ河の支流シュワルトウ河が本流に流入する地点であり、この両河に挟まれた低地に、環状の塁壁をめぐらしたブルクが設けられていたのである。塁壁の直径一〇〇メートル前後というから、この内部に居住し

たスラヴ人の数はさして多くはなかったと推定される。この場所は、防備されたブルクであり、その保護のもとに教会堂が設けられていたというこのほかに、経済的な意味ももっていた。それはバルト海からトラーフエ河を溯航した船舶の碇泊地点でもあったことである。この商業的意義のゆえに、トラーフエ河を挟んだブルクの対岸には、はやくもドイツ商人の聚落が形成されていたのであった。

第十一世紀後半この地点にどれほどの船舶が往来し、いかほどの商取引がおこなわれたかは知るに由もない。これに関与する商人の状態は、当時のキリスト教僧侶・伝道者のそれと同じく危険なものであった。彼らはしばしば土着民の憤怒の的となった。それゆえ彼らに友誼的な政治支配者の保護を欠くことをえなかつたのである。のみならず旧リュウベック・ブルク内の教会堂もまた、こののちこれに類する災厄に逢着した。すなわちゴットシャルクは異教信奉者によって殺害され(一〇六六年)、彼に代って領国を支配するにいたつた異教徒クルトが領内のキリスト教徒を迫害したとき、右の教会堂も破壊された。そしてクルトはリュウベックよりもやや上流の地点、そしてトラーフエ河とワッケニッツ河とに挟まれたブクリの丘に城砦を設けた。しかしデンマークに逃避していたゴットシャルクの子ハインリヒが帰国して故領を回復するにおよんで(一〇九三年)、ブルク内の以前の場所に教会堂は再建されたのであった。ハインリヒの治下に旧リュウベックの地位は変つた。彼はウエン

ド族の王と自称したが、その首邑をミキリンブルクからワグリア地方に遷し、その場所として旧リュウベックを選定した。すなわちそれまでいわれる Gamburg にすぎなかつた旧リュウベック・ブルクは、彼の居城(Dyasteburg)となつたのであり、それに依つて前記の再建された教会堂も、ブルク対岸のドイツ商人定住地も、ともにウエンド侯の十分な保護を受けることになった。そしてこの旧リュウベックは、彼の後継者ツヴェンテボルク(一一二七―二九年)、プリビツラーフ(一一三一年以降)のもとにおいても、ひきつづき王城の所在地であった。

ドイツ国王ロタール三世の崩逝(一一三七年)を機としてザクセン公領の継承をめぐる争いが、ドイツ諸侯の間に展開された。一方はロタールの女婿たるザクセン公ハインリヒ・デア・シトルツェ、他方はこの公領の奪取をはかつたノルトマルク伯アルブレヒト・デア・ペール、そして前者には、アルブレヒトに追従するハインリヒ・フォン・バーデウィデによって、ホルンタインから放逐されたシャウエンブルク伯アドルフ二世(ハインリヒ公の封臣)が加担した。この紛争に乗じて異教ウエンド族は蜂起した。そしてさらに旧リュウベックの教会堂を破壊したクルトの同族ラーケは、ふたたびリュウベックを劫掠し(一一三八年)これを全潰せしめた。この掠奪はひとりキリスト教反対運動の現われだけではなく、ブルク対岸の商人聚落が当時相当の経済的繁栄を示していたことに誘発されたものとみてよい。ここにリュウベックは、ブルクも商人聚落

も、ともに再興されることとなり、その前史を終るのである⁽¹³⁾。ただその地名は、商取引の上から当時すでに遠くバルト海諸地域に知られていた。そしてこの「心地よい場所」の名称は、その後間もなく新たに建設されたドイツ都市に移されるのである。

- (1) 拙稿「バルト海都市の建設と都市領主——リューネムック市を以て」本誌三五巻五号(昭和十六年五月)二一四頁。
- (2) Konrad Kretschmer, Historische Geographie von Mitteleuropa. (München u. Berlin, 1904) S. 430-1.
- (3) Hennig Oldenkop, Topographie des Herzogtums Holstein. Bd. 1. (Kiel, 1908) Kap. 7, S. 122.
- (4) Kretschmer, a.a.O. S. 427.
- (5) Ebenda. S. 189, Rudolf Kötzschke u. Wolfgang Ebert, Geschichte der ostdeutschen Kolonisation. (Leipzig, 1937) S. 74.
- (6) po=an, Labe=Elbe の意である、Polaben を構成する三支族は Abodriten (Oboditen), Lütizen (Witzen), Sorben である。Miklinburg は今日ウイスマール市南方のメクレンブルクに在る。(Kretschmer, a.a.O. S. 171.)
- (7) Max Hoffmann, Geschichte der freien und Hansestadt Lübeck. Bd. 1. (Lübeck, 1889) S. 10-11.
- (8) スラヴ語 Buce はナナ林の意。(Vgl. UB.BL. I. Nr.

ていた暗雲を一掃し、兼ねて両伯を臣従せしめるという政治的手腕を示したのである。この翌四三年アードルフ伯は、さきにスラヴ族長クルートが城砦を設けたブクーの丘をその居城の地と定め、五年前破壊された近くのウエンド族ブルクの地名を踏襲して、リューベック(Lübeck)と命名した⁽¹⁴⁾。ここは西側をトラーフエ河、東側・南側をワケニッツ河によって囲まれた階円形の丘であって、外部との連絡は、城砦のある北端の道路(メクレンブルク地方に通ずる)と、南端の渡船とによるほかなく、したがって防衛にはすぐれた自然条件をそなえた地形であった。

アードルフ伯は西ドイツのウエストファーレン、フリースランド、さらにホラント、フランドルに使者を派遣して、移住者を募った。この勧奨に応じた者が、都市領主たる伯およびその扈從者とともに、新しいドイツ人聚落リューベックの住民を構成したのであって、彼らはブクーの丘の南部にその居を構え、北部のブルクの保護のもとに生活をいとんだ。

移住者の大部分の生業は商業であった。それはこのブクーの丘が水陸交通のいずれとも地の利をえていたことと関連する。ことにここからトラーフエ河を下航してバルト海に出るのは容易である。バルト海交易——西ドイツ・フランドルの塩と織物、スカンジナビア・ロシアの魚と毛皮の交換を主要なものとする——は、最初第十世紀に建設されたドイツ都市シュレースウィヒを經由しておこなわれた⁽¹⁵⁾が、東ドイツ植民が開始されて以来は、次第にトラーフエ河

リューベック市の生誕

9.)

- (9) Hermann Hofmeister, AltLübeck, ZVLGA. Bd. 14. (Lübeck, 1912) S. 78.
- (10) Ebenda. S. 78-9.
- (11) Hoffmann, a. a. O. S. 14.
- (12) この翌年(一一三九年)ドイツ国王コンラート三世は、リューベック・ブルク内の教会堂と土地とを、当時この地方の伝道に従事していた司祭ウイッヘルンに与えた(UB. StL. I. Nr. 1.)。これを機として旧リューベックは、後年のリューネムック司教領の根源地となるのである。なおワグリア地方には、旧リューネムックに教会堂があっただけというのが通説であるが、先年ビーライエ氏は、このほかに、トラーフエ河対岸の丘上、すなわちドイツ商人聚落にも教会堂があったと述べている。(Joh. Kretschmar, Besprechung betr. Biereyer; Vizehn-Kirchen in Wagrien, ZVLGA. Bd. 26. (Lübeck, 1932) S. 436-7.)

11

一一四二年ザクセン公国をめぐる紛争は解決した。この年ハインリヒ・デア・シトルツェの子ハインリヒ・デア・レーヴェ(獅子公)は、ザクセン公として一方アードルフ伯にホルンスタイン領の領有を確認し、他方ハインリヒ・フォン・バーデウイデには新設のラッツェブルク伯領を委ねた。この措置をもって両者の間にわだかま

經由で東方海上に出る経路が多くとられるようになっていた。ことにアードルフ伯の経営するオルデスレーの井塩⁽¹⁶⁾はトラーフエ河運を利用した。塩が商品として有する重要性をかえりみただけでも、トラーフエ河口に近い新しいリューベックの将来の発展は約束されていたといつてよい。ただし東方へ送られる塩はオルデスレー産のものだけではなかった。ハインリヒ獅子公の支配下にあるリューネブルク井塩も大量取引された⁽¹⁷⁾。しかし同地からバルドウィーク——アルトレンブルク(のちにラウエンブルク)——メーメルン——ラッツェブルク——リューベックにいたるいわゆる「塩の道」においては、ラッツェブルク湖に発するワケニッツ河を利用することは、至難であった。それはこの河が浅く、小舟しか航行できなかったからである。したがってリューネブルクの塩は、第十四世紀まではラッツェブルク陸路を車輻に積んで北上せねばならなかった⁽¹⁸⁾のであって、それだけにアードルフ伯がワグリア地方獲得後着手したオルデスレー塩井の開発は、リューネブルク塩にとって恐るべき競争者の出現を意味したのであった。

新しいリューベックは建設途上において災禍に見舞われた。アードルフ伯はこの地に本拠を構えるに当ってアポドリット族ニコロト侯と友好関係を約した。しかるに一一四七年ドイツ国王コンラート三世がパレスチナへの十字軍遠征を企てた際、ザクセン公もまた同時にウエンド族に対する十字軍を発令した。このときアードルフ伯にさきの盟約遵守を申入れたニコロットは、封主ザクセン公の命

令によってこれに承諾しえない伯に対して、反抗するにいたつたのである。⁽⁸⁾この年六月ニコロットの軍はトラーフエを渡河してリュールベックに侵入し、三〇〇余名の住民を殺し、南端の港にあった商船を焼いたと伝える。⁽⁹⁾しかし二日にわたるブルフ攻囲に対しては、よくこれを支えることができたのであった。

この襲撃のちアードルフ伯は、リュールベックの新建設に力を注いだ。破壊された商人聚落の教会も、オルデンブルク司教ヴィツェリンによって再建された。そしてこの教会に接して、商人聚落を貫通する街路上に露天市場が開かれ、⁽¹⁰⁾その市場交易なかならず食料品取引は、南端および西側の河港における商取引とならんで、日ましに盛んとなつていったのであった。

しかるにリュールベックの景況は、アードルフ伯の封主ハインリヒ獅子公の嫉視を招いた、けだしそれはすでに触れたように、獅子公の支配するザクセン都市バルドウィークを凌駕する勢いを示したからであり、さらにリュールネブルク井塩の収入を激減させたからである。⁽¹¹⁾ここに獅子公は、後者については一一五六年オルデスレーの塩井を埋め、前者については翌五二年リュールベックの住民に对外贸易を禁止しわずかに食料品の取引を許す⁽¹²⁾という強圧的措置をとるにいたつた。

かくてその経済力の根柢を奪われたリュールベック住民は、困惑のうち追いやられた。ただこの窮状をわずかに救つたものは、その後間もなく気鋭のドイツ商人を新たに迎え入れたことであつた。す

なわちそれまで北方のドイツ辺境の重要市場であつたシュレースウィヒ市においては、ハインリヒ獅子公とデンマーク王スヴェン三世との争いの余波を受けて、商取引の遂行は不可能になつた。ここに一一五六年同市のドイツ商人は大挙リュールベックに移住し、トラーフエ河に臨む西南部の丘上に聚落を構え、⁽¹³⁾ここにも新たに教会を建てたのである。この地区を教会名にちなんでペトリ丘と称する。彼らは概ねウエストファーレン出身者であつたという。彼らがリュールベック南部の聚落に加入せず、西部に新聚落を設けた理由はさだかでないが、トラーフエ河の舟運の発展性に着目したことは容易に推察することができる。バルト海に注ぐシュライ河に沿つたシュレースウィヒ市における彼らの体験が、聚落地点の決定にあつて力あつたとなつて大過ないであらう。

しかし新鋭分子をえて、リュールベックが経済的不振の境地からたちなおる暇はなかつた。翌一一五七年、災禍はさらに重なつた。この年の火災によつて南部・西部の商人聚落はほとんど全焼の憂目にあつたのである。⁽¹⁴⁾これらから離れた地点にあるブルク地帯には損害はなかつたが、住民が労力と費用とを投じて築きあげた聚落は大部分灰燼と化したのであつた。ここにホルンシュタイン伯の支配下に構築された最初のドイツ人聚落リュールベックは、その十五年の短い歴史に終止譜を打つたのである。

(1) Die Chroniken der niedersächsischen Städte: Lü-

beck, Bd. 1. (Leipzig. 1884) S. 233.

(2) Vgl. Horst Windmann, Schleswig als Territorium.

(Neumünster. 1954) S. 27.

(3) Oldekop. a.a.O. Bd. 2. (Kiel. 1908) Kap. 13. S. 75.

(4) 拙稿「中世リュールネブルク井塩の取引について」本誌四七巻六号(昭和二十九年六月)二頁。

(5) 同、七頁。

(6) Hoffmann, a.a.O. Bd. 1. S. 15-6.

(7) Chroniken, a.a.O. S. 235.

(8) Luise von Winterfeld, Versuch über die Entstehung des Marktes und den Ursprung der Ratsverfassung in Lübeck. ZVLGA. Bd. 25. (Lübeck. 1929) S. 375.

(9) Hoffmann, a.a.O. Bd. 1. S. 19.

(10) Oldekop, a.a.O. Bd. 2. Kap. 13. S. 75.

(11) Winterfeld, a.a.O. S. 392.

(12) Hans Planitz, Die deutsche Stadt im Mittelalter (Graz-Köln. 1954) S. 141.

(13) Vgl. Erich Hoffmann, Die Herkunft des Bürgertums in den Städten des Herzogtums Schleswig. (Neumünster. 1953) S. 95.

(14) M. Hoffmann, a.a.O. Bd. 1. S. 19.

三

逼迫状態に追いやられたリュールベック住民に対して、ザクセン公の高圧的態度はゆるめられるところなかつた。商取引は制限され、塩取引もまた沈滞している。彼らはハインリヒ獅子公の意志に逆つて、焼跡に聚落を復興することは望みなしとした。ここに彼らは公に屈するのやむなきにいたつた。すなわちアードルフ伯の保護から離れて、他に聚落設定地の指示を請つたのである。これはハインリヒ公にとつて、リュールベック住民をその支配勢力下に置く好機会であつた。このとき指定された箇所がどこであるか、これを正確に伝える資料はいまなお発見されていないが、ワーケニッツ河の上流のヘルンブルク(Herrnburg i. Meckl.)村の近傍と指定されている。ここはラッツェンブルク伯領であり、ここに営まれた新聚落は、公にちなんでレーヴェンスタット(Lewenstadt, Löwenstadt)と名付けられた。⁽¹⁵⁾

この地に居住することは、ハインリヒ公の権力を背景に諸般の利益を享受しうる所以とはいへ、しかしここは都市聚落としての適地ではなかつた。ワーケニッツ河に沿つていても、これによる聚落防衛は期待しえず、かつこの河は小舟の航行が可能であるにすぎず、商取引の盛行は望みえない。したがってレーヴェンスタットは、獅子公の期待にそむいて、発展しなかつた。ここにおいてハインリヒ公はアードルフ伯に対して焼跡地リュールベックの譲渡を迫つた。数

回の折衝のち、伯もまたその強力な封主の圧力に屈して、リュールベックにおけるレガリアの収入ならびにフェルドマルクについての権利をハインリヒ公に売却することとし、ここにリュールベックの土地はアードルフ伯の手を離れて、ハインリヒ公の領有するところとなったのである。それは一一五八年のことであった。

一年たらずで、レーヴェンシュタットの住民はふたたびリュールベックの地に復帰した。そして翌五九年にかけて、ザクセン公ハインリヒを都市領主としていた、リュールベック市の建設は一応完了した。ただし、旧リュールベックをも含めて第三次に当るこのリュールベックは、ホルンシュタイン伯治下の第二次リュールベックと同一敷地に建設されたものではあったが、都市の中核地区は変わっていた。

まずその北側に、都市領主乃至その代理者が居住するブルクが存したことは、従前と変りはない。相違する第一点は、このブルクの丘の中央部のブナ林がぎりひらかれて市場広場が設けられ、この周辺に市民の家屋が構築されたことである。この中央部が市場として選定されたのは、種々の理由があったらう。第二次リュールベック末期におけるペトリ丘の聚落に接する地点であること、西側のトラーフエ河港との連絡に良好な地点であること、さらにこの西岸から渡河すればホルンシュタイン、ワグリア地方への陸路連絡が容易であること等は、建設者を決意させた条件であったといつてよい。

この発意が誰からでたか。都市領主ハインリヒ公であったが、ここに定着した市民層であったかは、先年来論争されたところである。

初は小さな木造の聖堂が建てられたが、一一七三年にいたり壮麗な本山聖堂に改築された。ハインリヒ公は都市領主として、この地区を都市行政から独立したインムニテート地区に指定した。かくてリュールベック市は、その西南部に聖ペトリ教会堂、中央の市場地区に聖マリア教会堂、東部に聖ヨハニス修道院(一一七七年建立)、そしてこの南部に本山聖堂を備えることになったのである。

このち一一八〇年にいたり、ハインリヒ公は皇帝フリードリヒ一世によって国外追放を宣告された。それは、公がイタリア遠征において皇帝に対して封臣の義務をつくさなかつたことを理由とした。翌八一年リュールベックは皇帝軍の入城するところとなり、公はイングランドに逃れた。ここにリュールベックはザクセン公の保護を離れてドイツ国王直轄の都市となる。そしてこの支配関係は一二〇一年までつづいた。

しかもこの間デンマーク勢力は南下してドイツ北境を侵し、リュールベック市もまたデンマークの支配下におかれるにいたつた(一二〇一年)。爾後一二二五年にいたるまで、その北部のブルクには、デンマーク人の領主が駐在した。しかしこの外国人支配にもかかわらず、リュールベックの市勢発展はなんら阻害されるどころなかつた。むしろ外観・内実ともに、この時代にかえって一層整備されたといつてよい。その一例として、同市の囲壁は最初土塁をもつて構築されたのであったが(一一八一年)、一二二七年にデンマーク王マルデマルク二世によってブルクの周辺から煉瓦のそれに改められてい

リュールベック市の生誕

が、いまここには触れない。ただこの市場が、同市を南北に並行して縦貫する二本の主要街路の中間に設けられており、この並行街路の中間に市場を設置するのは西ドイツの古い都市に典型的にみられること、さらに第二次リュールベック建設に際して募られた住民も、シュレースウィヒ市からの移住者も、ともに西ドイツ出身者が多く、かつその資力および家格の点からリュールベック市民の首脳層を形成していたことをここに挙げて、もつて都市設定の事業は、町役人的な少数首脳市民の団体によって遂行されたのであり、その際彼らが故地において知見ずみの体験が大きく作用したとみるべきものと、私は考えていることを述べるとどめる。ハインリヒ獅子公もリュールベック市建設について無関心ではありえなかつたことは、上述の経緯によって明らかである。ただしその関与は、都市領主としての資格においてのものであり、その際リュールベック市より徴収しうると期待される金銭収入について関心をよせたことは否みえない。この意味で公はその利益——いわゆる財庫的利益を考えたのである。ただ実際問題として、公は政治活動に忙殺されていたために、リュールベック市建設途上の具体的諸問題を、公みずから劃策しその処理を指揮するがごときは、不可能事であつたといわねばならない。

第二次リュールベックとの相違点の第二は、右の中央部の市場的発展に応じて、南部の旧市場地区が解消し、南端の河港も利用されなくなつたことである。代つてここは宗教的中心となつた。一一六〇年ハインリヒ公はオルデンブルク司教領の本拠をここに移した。当

つた。また一二〇一年五月十二日附の文書——これはシャウエンブルク伯アードルフ三世がリュールベックの聖ヨハニス修道院に、キュールストルフ村を一六二銀マルクで売却したことを、リュールベック司教テオドリクが確認した文書である——には市民側の証人として *consules Lübeccenses* 数名が列挙されている。リュールベック市会議員の語が資料に現われるのは、このときをもつて初見とするが、同市の市会制度はこのときに新設されたのではなく、その設置はこの日附以前となすべきであらう。この時期にはデンマーク人の都市領主乃至その代理者が市政を支配していたのであるが、しかもリュールベック市民の実勢力は延びて、その自治の第一階梯に到達していたのであつた。

一二二三年以来のシュエーリン伯ハインリヒを中心とするデンマーク支配離脱運動は着々効を奏し、二五年にはワルデマルク王も捕虜となつた。リュールベック北端のブルクも明け渡された。そして翌二六年同市は皇帝フリードリヒ二世によって、皇帝直轄の帝国自由都市たる榮譽を与えられたのである。爾後リュールベック市は、バルト海地域におけるドイツ都市の精華として発展をつづけるのであつた。

(1) Chroniken, a.a.O. S. 245; Emil Hinrichs, Bild der Landschaft, in Geschichte der freien und Hansestadt Lübeck, hrsg. v. Fritz Endres. (Lübeck, 1926) S. 274.

(c) Winterfeld, a.a.O. S. 394.

(e) 故リービ教授は、リューベック市の建設なかんなく中央部のそれは、市民層の手になったとし、この市場聚落の設置をもって、リューベック市における最も特筆すべきドイツ市民層の創造的功績であったとする。そして都市建設請負者組合が、宗教団体の利用に当てられた場所を除いて、同市全域の土地分配をおこなったこと(Fritz Rörig, Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte. Breslau. 1928. S. 41, 44, 54, 55.)。これに反対する筆頭者はフォン・ウイエンター女史であつて、リューベックは二四名の請負者組合によつて建設されたのではなく、ハイムリヒ獅子公をもつて同市の本来の建設者とみるべきであると主張する (Winterfeld, a.a.O. S. 421, 422, 460.)。女史は最近公刊された論稿においても、リービに反対論を依然強く展開せしめる (L. v. Winterfeld, Gründung, Markt- und Ratsbildung deutscher Fernhandelsstädte. Untersuchungen zur Frage des Gründerkonsortiums vornehmlich am Beispiel Lübecks. in Westfalen—Hanse—Ostseeraum. Münster Westf. 1955. S. 9-89.)

(5) プラーニッツ教授は近著においてつぎのごとく述べている。「公の動機は、多くの人々のいうように、過度の食欲にあるのではなく、また他の人々の考えたように、金銭的利得を断念した利他的精神にあるのではない。彼は、西ドイツ諸都市の経済的大進歩をもつてその自由な制度に発するとみ、この成果を彼の植民地方に役立たせようとした。かくて彼は、自由な権利を賦与し、もつてリューベックにおいてバルト海貿易の大繁栄をひきださんため、西ドイツで発達した勢力を解放したのである。ここに偉大な公の世界的意義がある。これがごとの政治的側面である。ついで経済的には、ドイツ商人はバルト海をドイツ経済地域のなかで編みこんだのであつた。」(Planitz, a.a.O. S. 145.)

(6) UB. Bl. Bd. I. Nr. 7.

(7) マリア教会堂が資料に初見するのは一七〇年である。(UB. Bl. Bd. I. Nr. 9.)

(8) M. Hoffmann, a.a.O. Bd. 1. S. 27-8.

(9) Dietrich Schäfer, Die Hansestädte und König Waldemar von Dänemark. (Jena. 1879) S. 29 ff.

(10) Chroniken, a.a.O. S. 59. Vgl. Hugo Ratgens, Die Burgtorbefestigung Lübecks. Lübsche Forschungen. (Lübeck. 1921) S. 94.

(11) UB. StL. Bd. 1. Nr. 9.

十九世紀後半におけるイギリス資本主義

の変貌と労働組合運動の変転 (その二)

—労働者階級と政治運動、とくに一八六七年の第二次選挙法改正の意義について—

飯 田 鼎

- 一、一八四八年以後のチャーチスト運動と国際主義
—同胞民主協会の役割—
- 二、政治的改革運動の勃興
- 三、一八六七年の第二次選挙法改正の意義

われわれはすでに、十九世紀後半の英国において、労働組合運動がどのような変貌をとげたか、そしてその理由が何に由来するものであつたか、この点については理解することができた(第五十一巻第四号拙稿を参照)。すなわち一八五〇年代以後に成立した「ニュー・モデル」の性格は、かんたんに言つて「政治的日和見主義と労働運動における機会主義の見事な結合」として特徴づけられるのであるが、それはイギリス資本主義の繁栄によつてもたらされた労働

資間の対立の緩和、両者の妥協苟合—労働者階級の上層部が植民地を媒介とする超過利潤のわけまえにあずかることによつて—の反映にほかならなかつた。一八五〇年代から一八八〇年代にいたる三〇年間、ジャンタによつて指導された労働組合は、一方においてその巧妙な政治的かけひきによつて政治上のもろもろの権利を獲得し、他方その豊富潤沢な資金をもつて労働条件の改善に努力するとともに、労働組合の合法的な地位を確立しその基礎をより鞏固にするのに成功したのであつた。労働組合運動にとつて忘れることのできない戦闘的精神の喪失や、ともすれば組合員大衆から遊離しようとする労働貴族的な政策は、労働組合をもつて共済組合的な相互扶助機関に墮落せしめたにもかかわらず、またその反面、その柔軟性に富む戦術や功利主義的な打算の上のうち樹てられた政策は、過去の戦闘的労働組合主義が、容易に獲得しえなかつた多くの権利を、

十九世紀後半におけるイギリス資本主義の変貌と労働組合運動の変転